

責任保険契約における関係者の利益相反行為に関する検討

岩手大学

深澤泰弘

1 はじめに

本報告では、責任保険契約における関係者の利益相反行為に関して、特に米国の責任保険契約における防御弁護士(defense counsel)に関する法律問題を中心に検討を行う。米国の責任保険契約では、被害者が被保険者（加害者）に法的請求を行った場合に、被保険者を防御する旨の規定が存在する。そして、この場合保険者は被保険者の防御活動を行うことを弁護士（防御弁護士）に依頼するが、防御弁護士は防御活動を行う際に保険者の利益と被保険者の利益とが相反する状況に立たされることがある。このような状況において防御弁護士はどのように行動すべきか（しなければならないのか）。本報告では、このような状況における防御弁護士の行為規範について検討を試みる。また、保険者は、防御弁護士の利益相反行為の防止のために、一定の状況において保険者から独立した防御（independent defense、以下「独立防御」という）を認めるべきだ（認めなければならない）とされている。そこで、本報告では、保険者が負う独立防御の承諾義務についても検討を行う。

2 防御弁護士の行為規範について

責任保険契約では、保険者の利益と被保険者の利益が相反する状況において、防御弁護士は被保険者の利益を犠牲にして保険者の利益を優先してしまうことがしばしば起こる。これは、依頼内容は被保険者の防御であっても、その報酬を保険者が支払っているということが大いに影響している。このようにクライアントが2人にいるような状況で、両者の利益が相反するような場合、防御弁護士はどのように行動しなければならないのか。利益相反が生じている状況においては、一方の利益を優先すると他方の利益が害されるため、防御を依頼し報酬を支払う保険者の利益を優先して良いのか。それとも被保険者の利益を優先しなければな

らないのか。または状況に応じて優先すべき利益の対象が変わるのか、疑問に感じるところである。そこで、この問題に関し、裁判例や学説による議論の蓄積がなされている米国法を参考に検討を行う。また、このような状況が生じる責任保険契約においては、一般的な弁護士の行為規範とは別に特別な行為規範が必要なのかについても検討を行う。

3 保険者が負う独立防御の承諾義務について

防御弁護士の選任については、被保険者が行えば（すなわち、保険者は防御に係った費用を支払うだけであれば）、防御弁護士が被保険者の利益を犠牲にして保険者の利益を優先してしまうという可能性は小さくなる。しかし、被保険者の選任した弁護士が効率的な防御活動を展開するとは限らないし、場合によってはモラルハザードが生じることもありうるため、保険者はできるだけ自らが防御弁護士を選任して防御活動を管理したいと考える。そこで、一定の状況において、保険者は独立防御（すなわち、被保険者が防御弁護士を選任し、防御活動を行わせること）を認めるべきである（認めなければならない）と考えられており、米国法律協会により公表されている責任保険法リステイトメントにおいても16条・17条において、これに関する規定が存在する。そこで、どのような場合に保険者は独立防御を認めなければならない（保険者は独立防御を承諾する義務を負う）のか、また、保険者の管理が及ばない独立防御について、どのような独立防御についてまで保険者は責任を負わなければならないのか等について、責任保険法リステイトメント、論文、そして裁判例を参考に検討を行う。

4 おわりに

最後に、以上で検討を行ってきた米国の責任保険契約における防御弁護士の法律問題に関する2つの論点について総括をし、そこから得た示唆をもとに我が国の同様の法律問題について若干の検討を行う予定である。